

北塩原村令和6年度大雪農業災害特別対策事業補助金交付要綱（案）

（目的）

第1条 村は、令和7年2月4日から的大雪により被災したパイプハウスなどの復旧や撤去等の経費について、福島県と連携し、園芸作物等の生産（栽培）を継続する意向のある農業者等に対し、北塩原村補助金等の交付等に関する規則（昭和62年北塩原村規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象及び補助額）

第2条 補助金等は、第1条の目的達成のための当該事業を行う場合に、その対象経費について交付するものとし、その額は、別表に掲げる補助率の範囲内とする。

なお、補助対象は「令和6年度大雪農業災害特別対策事業実施要領」に準ずるものとする。

（申請書の様式等）

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、別に通知する日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) その他別に指示する書類

3 申請書及び添付書類の部数は1部とする。

（補助金等の交付条件）

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業費の20%を超える減額で、補助金の額に変更が生じるのも。

(2) 事業費が増加するもの。

(3) 事業の新設又は廃止に関するもの。

(4) 事業実施主体の変更に関するもの。

（変更承認の申請）

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき村長の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書（第2号様式）を村長に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期間)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払、前金払)

第7条 村長は、必要があると認めるときは、概算払(前金払)の方法により補助金等の交付をすることができる。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定により事業の遂行の報告は、事業実施状況報告書(第3号様式)により提出を求めることがある。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、事業実施報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について村長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日。)から起算して14日を経過した日までに行うものとする。

(1) その他別に指示する書類

(補助金等の交付の請求)

第10条 補助金等の交付の決定の通知を受けた者は、補助事業等が完了した場合は、補助金交付請求書(第5号様式)により速やかに村長に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 補助金等の交付を受けた者は、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して、5年間保存しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月 日から施行する。
- 2 この要綱により実施する事業で対象とする災害は、令和7年2月4日から令和7年3月31日までの大雪による農業災害とする。

別 表

事業名	補助対象	補助限度額
令和6年度大雪農業災害特別対策事業	農業者等が営農の継続を前提として行う以下1～3の取組を対象とする。 1 施設の復旧 (1) 栽培を目的として設置されている施設の修繕・復旧 ※ 「栽培を目的として設置されている施設」とは、「福島県園芸用施設及び園芸用施設に準拠した堆肥化施設の安全確保に関する指導指針」の適用となる園芸施設等のうち、栽培に用いられている施設及び果樹棚とする。 ※ 耐用年数超過のものを含む。 (2) 被災した被覆資材及び被災した施設の復旧と一体的に取り組む附帯設備の修繕・取得 ※ 耐用年数超過のものを含む。 (3) その他営農上不可欠であり、特に村長が認める施設の修繕・復旧 ※ 「営農上不可欠であり、特に村長が認める施設」とは、以下の全てを満たすものとする。 ① 農業用倉庫・機械庫・作業場・畜舎など、専ら農業用として活用している施設であること ② 設置に係る法令を満たしていること ③ 建築基準法を満たす必要のある建築物である場合は、半壊以上の被害を受けているもの ④ 建築基準法を満たす必要のある建築物である場合は、被災した原因が建築上の瑕疵ではないことを担保できるもの ※ 耐用年数超過のものを含む。 ※ 「半壊以上」とは、損壊部分がその施設の延べ床面積の20%以上のもの。 2 施設の撤去 (1) 栽培を目的として設置されている施設 ※ 「栽培を目的として設置されている施設」とは、「福島県園芸用施設及び園芸用施設に準拠した堆肥化施設の安全確保に関する指導指針」の適用となる園芸施設等のうち、栽培に用いられている施設及び果樹棚とする。 ※ 耐用年数超過のものを含む。	1 施設の復旧 2 / 3 以内 ※ 規格・規模の変更は可とするが、原形復旧を超える部分の費用は自己負担とする。 ※ (3) について、建築基準法を満たす必要のある建築物である場合は、償却資産評価額を補助対象経費の上限額とする。 2 施設の撤去 3 / 4 以内 (対象となる被災施設の面積に令和6年度大雪農業災害特別対策事業実施要領の別表1の助成単価を乗じて得た額の3 / 4 以

	(2) その他営農上不可欠であり、特に村長が認める施設 ※「営農上不可欠であり、特に村長が認める施設」とは、以下の全てを満たすものとする。 ①農業用倉庫・機械庫・作業場・畜舎など、専ら農業用として活用している施設であること ②設置に係る法令を満たしていること ③建築基準法を満たす必要のある建築物である場合は、半壊以上の被害を受けているもの ④建築基準法を満たす必要のある建築物である場合は、被災した原因が建築上の瑕疵ではないことを担保できるもの ※ 耐用年数超過のものを含む。 ※ 「半壊以上」とは、損壊部分はその施設の延べ床面積の20%以上のもの。 3 農産物の再生産に必要な種苗等の購入 (1) 被害を受けた農産物の樹草勢回復用の肥料の緊急的な購入 (2) 被害を受けた農産物を対象として、病虫害の緊急防除を行うに必要な農薬の購入及び防除のための防除機等の借り上げ (3) 被害を受けた農産物等の再生産のための追いまき、改補植用又は代替作物の種苗の購入	内) 3 農産物の再生産に必要な種苗等の購入 2 / 3 以内
--	---	---